

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務
企画提案指示書

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務に係る企画提案書の提出にあたり、業務内容、要件、手続等の詳細は次のとおり。

- 1 業務名
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務
- 2 業務の目的
エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、道内の中小・小規模企業等の省エネ設備導入経費を支援する。
- 3 委託業務の内容
 - (1) 補助金の支給
補助金の支給対象者、補助額及び対象期間等は北海道が定める関係要領等による。
 - ア 周知
受託者は委託契約締結後、2月初旬を目処とし、速やかに補助金の内容及び申請方法等について周知すること。
なお、募集期間については、2月から3月、5月、7月の計3回の実施を想定している。
 - イ コールセンター設置
受託者は委託契約締結後、2月初旬を目処とし、速やかにコールセンターを設置すること。
 - ウ WEBサイト及び電子申請システムの構築
受託者は委託契約締結後、速やかにWEBサイト及び電子申請システムを構築すること。
 - エ 申請の受理、審査、支給
 - ①申請の受付や不備通知の連絡、追加書類の提出依頼を行うこと。
 - ②申請書類の審査及び採点、採点結果に基づく支給対象者の選定を行うこと。
なお、対象要件の審査においては、下記の各項目等について審査を要する。
 - ・道内に所在する中小・小規模企業の当否
 - ・経営状況（売上高または付加価値額の減少率）
 - ・みなし大企業の当否
 - ・道が過去に実施した類似事業（製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金、宿泊業環境整備緊急対策事業支援金、施設園芸エネルギー転換促進事業費、林業・木材産業物価高騰緊急対策事業費等。詳細については契約時に道と別途協議）での受給有無等
 - ・導入予定設備の省エネ性能
 - ③申請者へ補助金を支給すること。
※申請内容に不備がない場合は、各申請期間終了後、1ヶ月以内に審査結果を通知すること。また、支給対象者から実績報告書の提出があった場合は、1ヶ月以内に額確定通知を通知するとともに、通知後1ヶ月以内に補助金を支給すること。
※申請者の採点については、道が別途定める基準に基づき行うこと。
 - オ 検査
実績報告書に基づき、検査（現地確認）を行う。なお、検査対象については、別途、道が決定する。
 - カ その他
上記に定める事項以外の補助金の支給に係る業務
 - (2) 報告書等の作成
受託者は、申請情報を整理の上、本事業の成果を取りまとめた報告書を作成すること。報告書の媒体及び部数等については、委託者と協議すること。
- 4 委託業務の契約期間
契約締結日から令和7年（2025年）2月28日（金）
- 5 公募型プロポーザルへの参加資格要件
 - (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
 - (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に事務所又は事業所を有する者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 道税を滞納している者でないこと、道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
 - オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
 - カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと、また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
 - キ 暴力団又は暴力団関係事業者でないこと。
 - ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ケ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
 - コ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

6 委託業務事業費

- (1) 事業費の上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）
1,901,408千円
（うち補助金原資1,700,000千円 受託者事務経費201,408千円）
- (2) 対象となる経費
対象となる経費は以下のとおり。なお、いずれの経費についても、事業終了後、完了検査において確認を行う。
 - ア 人件費（本委託事業に従事する業務量に応じた費用に限る）
 - イ 消耗品費等、事業と関連性のある経費
※ ただし、次の経費は委託金額の対象外とする。
 - ・ 土地、建物を取得するための経費
 - ・ 施設や設備を設置又は改修するための経費
 - ・ その他、事業との関連性が認められない経費

7 手続き等について

- (1) 担当部局
北海道経済部地域経済局中小企業課 担当：山崎
【連絡先】
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F
電話：011-204-5331（ダイヤルイン）
FAX：011-232-8127
- (2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所
ア 交付期間 公告の日から令和5年（2023年）12月28日（木）まで
（土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで。）
イ 交付場所 (1)の場所で交付する
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限 令和5年（2023年）12月21日（木） 15時必着
イ 提出場所 (1)に同じ
ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）
エ 提出部数 1部
オ 作成方法 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務参加表明書作成要領による。
- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限 令和5年（2023年）12月28日（木） 15時 必着
イ 提出場所 (1)に同じ
ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）
エ 提出部数 9部
※表紙及び文中に提案者名を記入したもの：1部
表紙及び文中に提案者名を記入しないもの：8部
提案者名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。
オ 作成方法 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務企画提案書作成要領による。
- (5) その他
提出された書類等については返却しない。

8 企画提案の審査基準

- (1) 企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力
ア 業務を遂行するに当たり、実施体制が整っているか。
イ これまでの事業実績等から、本業務を着実に実行されることが期待できるか。
ウ 事業全体のスケジュールは妥当か。
- (2) 企画提案の内容
ア デジタル技術の活用による迅速な給付のための取組がなされているか。
イ 不備低減の工夫や適切な給付のための不正防止対策の取組がなされているか。
ウ 公正な給付のための公平かつ客観的な審査をする内容となっているか。
エ 対象者に適切かつ効果的な周知が行われる計画となっているか。
- (3) 道施策との適合性
ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド、シルバー、ブロンズ、ホワイト）のいずれかに該当しているか。
イ (3)アのいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
ウ 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。
エ 「ゼロカーボンチャレンジャー登録」を行っているか。

9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合、委員による書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日までに提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。
- 10 契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。
- 11 契約についての留意点等
- (1) 契約書・仕様書等の作成
選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権
原則として委託元である道に帰属する。
- (3) 関係書類の整備
委託事業に係る次の関係帳簿類を整備し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。
ア 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類
イ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類
ウ 本事業への従事内容が分かる書類（業務日報等）
- (4) 守秘義務
ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。
イ 業務の執行に当たり、企業が開示した情報であっても、他の機関へ申し送るなど外部へ情報提供の際には、当該企業の了解を得なければならない。
ウ 受託者は、相談企業の状況など、個別情報に関する一切の書類は厳重に管理するものとする。
- 12 委託業務遂行に当たっての留意点
本事業は、道の監査対象事業であるとともに、国の交付金を財源として実施される事業であり、会計検査院による会計実地検査の対象となっていることから、本事業の進捗状況等によっては、報告を求める場合があること。
- 13 再委託の禁止
- (1) 再委託は禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、例外的にその一部を再委託することができる。
- (2) 次のような場合は、再委託を認めないものとする。
ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
- (3) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者はあらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出すること。なお、変更がある場合には、遅滞なく、変更の届出を提出すること。
ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾が生じるものでないとき。
- (4) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容を記載すること。

連絡先： 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F 北海道経済部地域経済局中小企業課 担当：山崎 電話：011-204-5331（ダイヤルイン） FAX：011-232-8127
--